

令和2年6月吉日

「2020 上級範囲指定答練」受講生の皆様へ

2020 上級範囲指定答練
第2回 解答・解説冊子
訂正のお知らせ

この度は弊社「2020 上級範囲指定答練」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
す。

同講座の第2回 解答・解説冊子 (CU20239) に訂正箇所があることが発覚いたしました。
下記の通り訂正させていただきます。

また、本ご案内に係る第10問につきましては、成績処理上、全員を正解とさせていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所	第2回 解答・解説冊子 (CU20239) 20頁
訂正方法	本ご案内の2枚目 (20頁) と差替えて頂きますようお願い申し上げます。

以上



CU20285

(株) 東京リーガルマインド
コールセンター
0570-064-464
平日 09:30~20:00
土・祝 10:00~19:00
日 10:00~18:00

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。
※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。

第10問 次の対話は、土地の分筆の登記の代位申請に関する教授と学生との間の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： Aが所有権の登記名義人である甲土地の分筆の登記について質問します。Aから甲土地の一部を買い受けたBが、当該部分についてCを抵当権者とする抵当権を設定したとします。この場合において、甲土地の登記記録上の地積に錯誤があるときは、Cは、A及びBに代位して、甲土地の地積更正・分筆登記の申請をすることができますか。

学生：ア はい、Cは、抵当権設定登記請求権を保全するために、当該登記の代位申請をすることができます。

教授： では、甲土地の登記記録上の地目は山林であるところ、その一部の現況は宅地であるとして、この場合において、Aが当該宅地である部分をBに売却したときは、Bは、Aに代位して、甲土地の一部地目変更・分筆登記の申請をすることができますか。

学生：イ この場合、一部地目変更・分筆登記をしなければ、Bの所有権移転登記請求権が保全されないので、Bは、当該登記の代位申請をすることができます。

教授： つぎに、Aが甲土地を遺して死亡したケースについて考えます。Aの死亡後にB及びCが各2分の1の持分で相続して、その登記を完了させていた場合において、のちに共有状態を解消しようとするも、BC間で共有物分割の協議が調わなかったことから、BがCに対して共有物分割の訴えを提起して確定判決を得た場合、Bは、代位原因を証する情報として当該確定判決の正本を添付することにより、Cに代位して単独で甲土地の分筆の登記を申請することができますか。

学生：ウ いいえ。共有物分割の訴えの判決が確定している場合であっても、訴えの対象となっている土地の分筆の登記はその土地の共有者全員から申請されるべきであり、確定判決の正本を添付したとしても共有者の一人から申請することはできません。

教授： では、甲土地に建物所有を目的とするB名義の地上権の設定登記があります。甲土地の一部についてBがその地上権をCに譲渡したときは、Cは、A及びBに代位して、甲土地の分筆登記の申請をすることができますか。

学生：エ はい、Cは、地上権移転登記請求権を保全するために、当該分筆の登記を代位申請することができます。

教授： 最後に、Aが甲土地の一部をBに賃貸しているとします。この場合において、BがAの承諾を得て当該部分をCに転貸したときは、Cは、A及びBに代位して、甲土地の分筆登記の申請をすることができますか。

学生：オ いいえ、賃借権は債権であるので、特約がない限り、賃借人は登記請求権を有しません。したがって、一般に、保全すべき債権の存在がないので、Cは、分筆の登記の代位申請をすることはできません。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ